

環 環 管 第 2 3 号
平成 2 7 年 6 月 1 0 日

京都府知事 山田 啓二 様

京 都 市 長 門 川 大 作

〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課 〕
〔 TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕



「奈良線第2期複線化事業」に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

平成27年5月21日付け7環管第234号で依頼がありました標記準備書
について、別添のとおり環境保全の見地からの意見を提出します。

(別 添)

「奈良線第2期複線化事業」に係る環境影響評価準備書に対する意見

京 都 市 長

1 全般的事項

- (1) 防音壁の設置は、騒音・振動に対する影響低減という観点だけでなく、景観への影響にも配慮が必要であることから、地域住民の意向を十分踏まえたものとする。
- (2) 浮遊粒子状物質、騒音及び振動について、工事中の調査を実施すること。
また、予測を上回る影響が確認された場合には、必要に応じて新たな環境保全措置を講じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 工事の実施に際しては、あらかじめ周辺地域の住民に対し、詳細情報の周知と丁寧な説明を行うこと。

2 騒音及び振動

- (1) 列車の走行による騒音・振動の予測において「等価騒音レベル」を用いているが、資料編に記載の「最大騒音レベル」の方が、列車のすれ違いなどによる影響がよく反映され、分かりやすい評価指標であるため、評価書本編にも「最大騒音レベル」に係る評価を追加記載すること。
- (2) 複線化そのものにより発生する影響及び環境保全措置による低減効果を把握するため、環境保全措置を講じない場合の予測値を評価書に記載するとともに、防音壁の素材・高さ等、当該環境保全措置の検討結果を含め、実行可能なより良い技術を採用したものであるか否かが明らかとなる記述とすること。

3 景観

調査地点 No. 1 においては、擁壁の設置により、身近な眺望点からの景観への影響が懸念されるため、緑化・素材・色彩などの具体的な環境保全措置を検討すること。